

地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等の整備について

1 国の基本指針の改正内容

「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」（平成 25 年 10 月 11 日 障害者の地域生活の推進に関する検討会取りまとめ）を踏まえ、地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）の整備の方向性が定められた。

2 「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」の概要

○ 地域における居住支援のための機能強化について

(1) 検討課題

「障がい者の重度化・高齢化や『親亡き後』を見据えた、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点からのグループホーム、小規模入所施設等も含めた地域における居住支援等の在り方について、どう考えるか」

(2) 地域レベルでの取組

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○ GH併設型

○ 単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に位置付け、整備を計画的に推進する。

(3) 地域における居住支援のための機能

国の基本指針にそのまま引き継がれている。（後掲）

(4) 制度の取組

グループホームの特例の設置 等

※定員 20 人を上限とした 1 つの建物に複数の共同生活住居の設置を認めるもの

3 国の基本指針の内容

(1) 地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能

（「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」の内容を踏襲）

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

※コーディネーター

（地域相談支援、地域生活支援事業の活用等）

(2) 地域生活支援拠点等の整備に係る成果目標

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

ア 地域生活支援拠点

各地域内で(1)の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点（居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を行う。）

【地域生活支援拠点の機能の内訳】

類型	居住支援機能	地域支援機能	付加機能
グループホーム整備型	グループホーム	○コーディネーター ○ショートステイ	○相談（地域移行、親元からの自立等） ○体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等） ○緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
障害者支援施設整備型	障害者支援施設		○専門性（人材の確保・養成、連携等） ○地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

イ 面的な体制

地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

なお、面的な整備としての機能には、上記地域生活支援拠点の機能のほか、次のような機能が想定される。

面的整備としての機能	想定される社会資源等
居住支援機能	・親との同居、単身世帯、グループホーム、障害者支援施設
地域支援機能	・緊急時の人的支援、様々な資源のコーディネート（コーディネーター、ショートステイ）
相談支援機能	・相談支援事業所 等
24時間の相談受付 緊急時等の受入	・訪問看護、居宅介護（医療対応）、 ・短期入所事業所、GH体験入居 ・シェルター（虐待等の対応）
高齢化に対応した日中活動の場	・生活介護・就労系事業 ・日中一時支援事業所 ・地域活動支援センター等

(3) 地域生活支援拠点等の整備（市町村障害福祉計画の作成に関する事項）

地域生活支援拠点等の整備については、地域レベルでの取組の基礎とするため、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの有無等各地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して検討する。当該検討に当たっては、都道府県障害福祉計画とも調和が保たれたものとする必要がある。

(4) その他

次の2点の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択されることが検討されている。

- ア 安心生活支援事業（地域生活支援事業）によるコーディネート
- イ 地域定着支援

○ **地域生活支援拠点等の具体的なイメージ**

現在のところ、国から具体的な地域生活支援拠点等の整備のあり方は示されていないが、本市の実情に応じた整備が求められる。

(参考資料8) 地域における居住支援のための機能強化

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

(参考) 居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。))を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進

